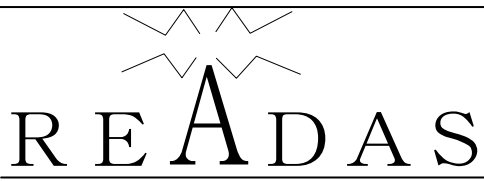


第 4477 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 5月 7日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 復興特別法人税

Q：今年の4月から、復興特別法人税制度が施行されたそうですが、どのような内容なのですか？

A：東日本大震災からの復興財源に充当するため創設された制度で、概要は次のとおりです。

【解説】

復興特別法人税制度は、東日本大震災からの復興財源を確保するため創設された時限立法で、次のようになっています。

①概要

法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した額が、復興特別法人税となり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税額がある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することになります。また、復興特別法人税額の計算上、控除しきれない復興特別所得税額があるときは、還付を受ける申告書を提出することができます。

②課税事業年度

課税事業年度は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する各事業年度です。

③税額

復興特別法人税額＝法人税額×10%

④申告

各事業年度終了の日の翌月から2ヶ月以内に所轄税務署宛に提出します。ただし、法人税額がない場合には、復興特別法人税の申告書を提出する必要はありません。

